

YMセゾンカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行、株式会社北九州銀行及びワイエムセゾン株式会社と提携して発行するクレジットカードをYMセゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第4条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。